

《 事務所ニュース 2020年6月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252
E-mail : info@kashiwa-iwasaki-sr.com

労働保険料等の申告・納付期限が 8月31日まで延長されました

【概要】

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、労働保険料等の申告期限・納付期限(年度更新期間)について令和2年8月31日まで延長することといたしました。

それに伴い、口座からの振替納付日は令和2年10月13日になります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があつた事業主の方は、申請により、労働保険料等の納付を1年間猶予することができます。

《申告期限》

従来 令和2年6月1日～同年7月10日

延長後 令和2年6月1日～同年8月31日

《納付期限》

従来 全期・第1期令和2年7月10日

延長後 令和2年8月31日

《口座振替納付日》

従来 全期・第1期令和2年9月7日

延長後 令和2年10月13日

なお、延納(分割納付)をしている場合の第2期以降の納付期限・口座振替納付日については従来どおりとなります。

【猶予(特例)の概要】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があつた事業主の方には、申請により、労働保険料等の納付を、1年間猶予することができます。
- この納付猶予の特例が適用されると、担保の提

供は不要となり、延滞金もかかりません。

【猶予の要件】

以下のいずれも満たす事業主の方が対象となります。

①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業に係る収入が前年同期に比べて困)概ね20%以上減少していること

※1 新規適用事業及び単独有期事業における取り扱いについてはO&A及び申請の手引きをご参照ください。

② ①により、一時に納付を行うことが困難であること(※2)

※2 「一時に納付を行うことが困難」かどうかの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

③ 申請書が提出されていること

【猶予対象となる労働保険料等】

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する労働保険料等が対象となります。

【申請方法】

○ 納期限までに申請してください(※3)(※4)

※3 令和2年2月1日から令和2年6月30日までの間に納期限が到来している労働保険料等については、令和2年6月30日までに申請していただければ、納期限までに申請した場合と同じ取り扱いとします。

※4 全期・第1期分については、延長後の令和2年8月31日までに申請をお願いいたします。

○ 所管の都道府県労働局に「労働保険料等納付の猶予申請書(特例)」等(※5)を提出してください。

(郵送又は電子申請でも受け付けております。電子申請の場合、年度更新の申告等の添付書類として申請いただくことになります。

※5・根拠となる書類の準備が難しい場合は、職員が聞き取りにより確認させていただきます。

・同一の労働保険適用事業において、国税、地方税又は厚生年金保険料等の納付猶予の特例が許可された場合は、当該猶予許可通知書及び当該猶予申請書の写しを添付いただくことで、申請書の記載の一部が省略できる場合があります。

※ ご不明な点があれば、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にお問い合わせください。

なお、年度更新と併せて特例猶予を申請する場合は、年度更新コールセンターでも問い合わせを受け付けております。

コロナ禍で、事業者の健康診断の 延期が認められています

◆対応の概要

・一般健康診断：令和2年6月末までの間、実施時期を延期することができます。

・特殊健康診断：実施することが義務づけられていますが、十分な感染防止対策を講じることが困難な場合などには、実施時期を6月末まで延期することができます。

◆一般健康診断

事業者は、労働安全衛生法第66条第1項の規定により、労働者の雇入れの直前または直後に健康診断を実施することや、1年以内ごとに1回定期的に一般健康診断を行うことが義務づけられています。しかし、新型コロナウイルスの拡がりにより、健康診断等の実施会場においても、密閉・密集・密室といった「三密」空間での感染拡大が懸念されることから、一般健康診断の実施時期については、令和2年6月末までの間、延期することとして差し支えないこととされました。

◆特殊健康診断

また、事業者は、労働安全衛生法第66条第2項および第3項、じん肺法の規定に基づき、有害な業務に従事する労働者や有害な業務に従事した後配置

転換した労働者に特別の項目についての健康診断を実施することや、一定の有害な業務に従事する労働者に歯科医師による健康診断を実施すること等が義務づけられています（特殊健康診断）。

特殊健康診断については、がんその他の重度の健康障害の早期発見等を目的として行うものであるため、基本的には十分な感染防止対策を講じたうえで法令に基づく頻度で実施するのが望ましいとされていますが、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関での実施が困難である場合には、一般健康診断と同様、実施時期を令和2年6月末までの間、延期することとして差し支えないこととされました。

これらの取扱いは、現時点では新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた令和2年6月末までに限られた対応とされています。詳細は厚生労働省の「新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）」に掲載されていますが、随時更新されていますので、こまめにチェックする必要があります。

【厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）」】

<https://mhlw.lisaplusk.jp/jump.cgi?p=2&n=107>

雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金

小規模事業主（従業員が概ね20人以下の会社や個人事業主）の方の雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の支給申請手続きがこれまでより簡単になりました。

雇用調整助成金のマニュアルのアドレスです。

https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/00063198_6.pdf

緊急雇用安定助成金のマニュアルです。

https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/00063276_8.pdf

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行
給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)

労使間トラブルの相談

就業規則等の人事制度構築

個別年金相談(老齢・障害・遺族)

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行